

幸福銀行の営業譲渡契約について

H12.10.6

幸福銀行金融整理管財人

1. 交渉の状況

5/18 の基本合意書締結後、営業譲渡契約締結に向けて、預保を含む管財人、Asia Recovery Fund L.P. 間で協議を重ねてきた。

この結果、以下の内容で正式な譲渡契約を締結することについて当事者間で合意に達したものの。

2. 譲渡契約の概要

	譲渡契約の内容
①契約の相手方	「関西さわやか株式会社」(Asia Recovery Fund L.P. が出資者の一人として設立した日本インベストメントパートナーズの 100% 子会社)
②営業譲渡日	平成 13 年 2 月 26 日 (月)
③資本金	240 億円
④承継店舗数	123 店舗中 81 店舗 (他 3 店外 ATM) (店舗を具体的に特定)
⑤再雇用する職員	約 2,000 人中 1,027 名以上 (他パート等 210 名以上)
⑥売手・買手双方の保証表明	基本合意書締結以降に受皿先に提供した資料についての当方の表明保証及び受皿先の表明保証
⑦前提条件等	売手・買手双方の営業譲渡・譲受のための前提条件や営業譲渡までの義務を規定
⑧解除条項	1. 10 月末までに限定 事業運営等についての重大な変化 2. 営業譲渡日まで 合意解除、重要な表明保証・約定違反 (10 月末以降は、新銀行の事業運営に重大な影響のある場合に限定)、不可抗力、投資家の意向表明書が 10 月末までに当方に交付されない場合、許認可関係等

3. 今後のスケジュール

10 月 6 日	営業譲渡契約締結
～来年 2 月	(営業譲渡に関する事務手続き等)
営業譲渡日の 2 ヶ月前迄	株主総会等における譲渡承認
来年 2 月 26 日 (予定)	営業譲渡